

P-one Businessカード会員規約

会員規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。

P-one Businessカード特約

第1条(名称)

ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社独自のカードである「P-one Businessカード」(以下「本カード」といいます。)の発行を行います。

第2条(会員資格)

- (1) 本人会員とは、本特約および後掲のビジネスローンカード会員規約(以下総称して「規約」といいます。)を承認のうえ、当社に申込みをされた法人の代表者または個人事業主で、当社が入会を認めた法人の代表者または個人事業主をいいます。
- (2) 本カードは、事業者用のカードであることから、本カードの利用は、事業のためにまたは事業としての用途に限るものとし、それ以外の用途には利用しないものとします。

第3条(利率)

本カードには、カードの種別により、以下の利率が適用されるものとします。

●カードキャッシングに適用される利率表

カードの種別	一括払い	リボルビング払い
P-one Business カード	実質年率 14.95%	実質年率 14.95%

注：ご利用日より支払日迄の1年を365日とする日割計算となります。

第4条(適用される規約)

- (1) 本カードの本人会員には、本特約およびビジネスローンカード会員規約(個人情報取扱いに関する同意条項を含みます。)が適用されます。
- (2) 本特約と会員規約の定めが異なる場合には、本特約が優先して適用されます。

第5条(特約の改定)

当社は、本特約を改定する場合、本人会員にその内容を公表または通知します。なお、本特約が改定され、その改定内容が本人会員に公表または通知された後に本人会員が本カードを利用した場合には、本人会員はその改定を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

ビジネスローンカード会員規約

第1条(会員)

会員とは、本規約を承認のうえ、事業のためにまたは事業としての用途として、ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)に対し当社が発行するビジネスローンカード(以下「カード」といいます。)の申込みをされ、当社が入会を認めた法人の代表者または個人事業主をいいます。

第2条(カードの発行・取扱い)

- (1) 当社は、会員に氏名・会員番号・有効期限等を表面に印字したカードを発行し貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、カードを貸与されたときは直ちにカードの署名欄に会員自身で署名し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管し使用するものとします。
- (3) カードは、会員のみが利用でき、会員はこれを第三者に貸与、譲渡、質入れその他の担保提供、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできません。
- (4) カード上の会員番号、氏名、有効期限等の情報(以下、総称して「カード情報」といいます。)は、会員のみが利用できます。会員は、カード情報を第三者に使用させることはできません。
- (5) (2)、(3)または(4)の各規定に違反してカードまたはカード情報が使用された場合、会員はそのために生ずる一切の債務についてのお支払いは会員の責任といたします。
- (6) カードの有効期限は当社の指定する月の末日とし、カードの表面に印字または記載します。当社は、会員より退会等の申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、当社所定の時期に、有効期限を更新した新しいカード(以下「更新カード」といいます。)と会員規約を

送付します。ただし、当社所定の時期に会員からの当社所定の年会費のお支払いがない場合、または当社所定の基準によりカードを発行しない場合があります。なお、更新カードを発行する時期は、次のいずれかの事由により当社が定めるものとします。

- ①有効期限が到来するとき。
 - ②カードの機能またはデザインを変更するとき。
 - ③その他当社が必要と認るとき。
- (7) 会員は、カードの有効期限が経過した場合、当該カードを会員の責任において切断する等、利用不能の状態にして処分しなければなりません。カードの有効期限前のカードまたはカード情報の利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。

第3条(暗証番号)

- (1) 会員は、生年月日、電話番号、同じ数字4桁等、第三者から推測されやすい番号以外の暗証番号を、入会の申込時に登録していただきます。
- (2) 暗証番号の申出がない場合または会員が登録した暗証番号を当社が暗証番号として不適切と判断した場合、当社は、当社所定の方法により暗証番号を登録し、会員にその旨を通知します。
- (3) 会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (4) 登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責めがある場合を除き、そのために生ずる一切の債務についてのお支払いは会員の責任といたします。
- (5) 当社は、ICチップを組み込んだカード(以下「ICカード」といいます。)の暗証番号を会員の申請により変更する場合は、カードの再発行を行うものとします。

第4条(カードの利用可能枠等)

- (1) カードの利用可能枠は当社が審査し決定した額までとします。
- (2) 会員は、利用可能枠を超えてカードまたはカード情報を利用してはならないものとします。また、利用可能枠を超えてカードを使用した場合、会員は利用可能枠を超えた金額を一括して支払うものとします。
- (3) 当社は、第19条またはその他の事情を勘案して必要と認めた場合には、利用可能枠の減額の変更をさせていただきます。ただし、当社は、会員から増額を希望しない旨の申出があった場合、増額前の利用可能枠に戻す処置を取るものとします。
- (4) 当社のクレジットカードまたはカードを2枚以上所持している場合には、各カードに定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。ただし、各カードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額といたします。

第5条(カードの利用および勧誘の承諾)

- (1) 会員は、カードを利用して当社または提携機関・金融機関等を通じて当社から金銭の借入れ(以下「カードキャッシング」といいます。)をすることができ、
- (2) 会員は、次のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができます。なお、日本国内でのカードキャッシングによる借入金(以下「借入金」といいます。)は1万円単位とします。
 - ①当社および当社の提携する金融機関等の現金自動支払機または現金自動預払機等(以下「CD・ATM」といいます。)を利用する方法。
 - ②当社に対し電話等により所定の申込手続きをする方法。
 - ③その他当社所定の方法。
- (3) 会員が、CD・ATMでカードキャッシングを利用した場合に、法令の範囲内で当社が別途定めるCD・ATMの手数料(以下「ATM手数料」といいます。)を負担するものとします。ただし、当社が特に認めた場合はお支払いを免除することができるものとします。
- (4) 会員は、当社が会員に対してキャッシングの利用(貸付の契約)にかかる勧誘を行うことを承諾します。

第6条(利率)

- (1) 利率は、特約で別に定める利率とし(各カードで異なります。)、利用日より支払日迄の1年を365日とする日割計算といたします。
 - ①リボルビング払いの利息は次の計算方法により算出します。
《リボルビング払い・1回目のお支払い》
利息=締切日における借入金残高×ご利用日当日から初回支払日までの日数×実質年率÷365日
《リボルビング払い・2回目以降のお支払い》
利息=締切日における借入金残高×前回支払日の翌日から今回支払日までの日数×実質年率÷365日

- ②一括払いの利息は次の計算方法により算出します。
利息=借入金×ご利用当日から支払日までの日数×実質年率÷365日

- (2) 本規約に基づく利率は、金融情勢の変動その他相当の事由により変更する場合があります。当社から会員に利率の変更を公表または通知した後は、変更後の利用から改定後の利率が適用されます。

第7条(届出事項の変更等)

- (1) 会員は、入会時もしくは入会後に当社にお届けいただいた会員の氏名、住所、電話番号、勤務先(勤務地、電話番号)、口座振替指定口座または暗証番号等について変更があった場合には、電話その他当社がお知らせする方法により遅滞なく当社に届け出ていただきます。なお、届出がなされていない場合に、当社が適正かつ適法な方法により取得した情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、変更の届出があったものとして取扱うことがあります。この場合、会員は、当社の取扱いについて異議ないものとします。
- (2) 会員は、前項の届出がないために、当社が発送した請求書等が延着し、または到達しない場合に、通常どおりに会員に到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、会員が前項の届出を行わなかったこともしくは延着または不到達したことについて、やむを得ない事情があり、かつ、会員がこれを証明した場合はこの限りではありません。
- (3) 会員は、(1)の届出事項について、当社もしくは当社の委託する者が調査すること、または当社が確認を求めた際にすみやかに応じることを承諾します。

第8条(本人確認)

- 会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に関し、次の各号の内容を承諾します。
- ①会員は、運転免許証等の本人確認書類、または、その写し(総称して「本人確認書類等」といいます。)の提示・提出を求められたときは、これに協力すること。
 - ②当社が、本人確認書類等の内容を確認すること、および本人確認書類等に基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。
 - ③当社は、本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることやカードの利用を制限することがあること。
 - ④当社は、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、提携企業等に本人確認業務を委託することがあること。
 - ⑤当社は、犯罪収益移転防止法に基づき本人確認書類等の写しを提出された場合には、保管が義務付けられているため会員に返却できないこと。

第9条(収入証明書の提出)

- 会員は、当社から源泉徴収票または所得証明書などの収入、または収益その他資力を明らかにする書面(以下「収入証明書」といいます。)の提出を求められることに関して、以下に定める事項を承諾します。
- ①会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。
 - ②当社が、会員が提出した収入証明書の内容の確認、および会員の支払能力の調査のために使用すること。
 - ③当社は、提出された収入証明書を会員に返却できないこと。
 - ④会員が、収入証明書の提出に協力しないとき、あるいは収入証明書の内容および支払能力の調査結果によっては、当社が、キャッシングの利用を停止させる場合があること、またはキャッシングの利用可能枠を減額する場合があること。

第10条(お支払い)

- (1) 借入金および利息(利息制限法で定められた利率を超えた利息の場合、利息制限法で定められた利率を超えた部分の利息についての支払義務はありません。)等、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員があらかじめ指定した金融機関の預金口座からの口座振替またはゆうちょ銀行の貯金口座からの自動払込(以下総称して「振替」といいます。)によりお支払いいただきます。
- (2) 会員は、カード申込みに際し当社所定の口座振替手続きを行います。この場合、会員が登録できる口座は、本人名義の口座のみとします。なお、当社は、口座振替手続き完了前でもカードの発行を行うことがあります。
- (3) カード利用による支払金等は、原則として毎月末日に締切り、翌月の1日(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に会員があらかじめ指定した口座から振替により支払われます(事務上の都合によ

り、当該約定支払日以降のお支払いとなることがあります。)。また、当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとします。

- (4) 会員は、会員が指定した金融機関等の口座の残高不足等により、約定支払日に振替ができない場合、当社が、金融機関等に約定支払日以降の任意の日において、カード利用による支払金等の全額または一部につき再度振替依頼を行う場合があることをあらかじめ承諾します。
- (5) 当社は、会員に毎月のカード利用による支払金等をご利用代金明細書(以下「明細書」といいます。))により通知します。また、会員は、貸金業法に定めるカードキャッシングに関する一定期間の利用(利息制限法で定める利率でのカードキャッシングの利用に限ります。))およびお支払いその他取引状況に関するお知らせについて、当社が書面で郵送または当社所定の方法により通知することを、同意します。ただし、法令等により認められない場合はこの限りではありません。
- (6) 前項の各書面(以下総称して「明細書等」といいます。))の記載事項は、明細書等に記載する貸付の後に行われる貸付その他の事由により変動する場合があります。
- (7) 当社は、当社所定の手続きが取られた場合には、明細書等に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により明細書等の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。
- (8) 会員は、明細書等で通知された後(電子メールの送信その他の電磁的な方法により(5)または(7)の明細書等の記載事項を当社が提供した場合には会員に到達後)、明細書等の内容に異議がある場合には、通知を受けた後10日以内に巻末記載のお客さまセンターまで申し出るものとします。また、会員の支払遅延等により明細書等での通知ができない場合があります。

第11条(支払方法)

- (1) カードキャッシングの支払方法は一括払い(元利一括払い)またはリボルビング払い(残高スライド元利定額方式)のうち、会員が利用の際に指定した方法によるものとします。
- (2) 当社所定の期日までに会員が申し出て、当社が認めた場合、一括払いをリボルビング払いに変更することができます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく弁済金は、締切日残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。また、その利息もその合計額に基づき計算します。
- (3) リボルビング払いによるお支払いの場合、借入金の利率毎に管理を行い、これらを合算した締切日残高に応じ、別表記載のコースに定める弁済金をお支払いいただきます。

●弁済金算出表

カードキャッシング(グリーンコース)	
締切日残高	弁済金(月々の支払額)
1円~100,000円	4,000円
100,001円~200,000円	8,000円
200,001円~400,000円	12,000円
400,001円~600,000円	15,000円
600,001円以上は、 200,000円増すごとに	5,000円ずつ加算

- 注1：弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。
- 注2：新たなリボルビング払いでの利用がないときは、前回と同額の支払額となります。
- 注3：初回の利息が上記算出表による弁済金を上回る場合、初回の弁済金は初回の利息の額とします。
- (4) 一括払いの場合は、ご利用日当日から支払日迄の日数の利息を借入金に加算して一括してお支払いいただきます。

第12条(繰上返済等)

- (1) 会員は、当社が定める手続きを取り当社が認めた場合、約定支払期間の途中で借入金の全額または一部の繰上返済を行うことができます。なお支払日がカードキャッシングの利用当日の場合、会員は1日分の利息をお支払いいただきます。

- (2) 会員が指定することができる返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
一括払い(元利一括払い)	全額のみ	口座振替または当社指定の口座へのお振込み
リボルビング払い(残高スライド元利定額方式、元利定額方式)	全額 一部	

第13条(支払金等の充当方法等)

- (1) 会員の返済した金額が、本規約(特約を含みます。))または他の契約に基づく期限の到来した一切の債務を完済させるに足りないとときは、当社が会員への通知なくして、法律で認められる範囲において、当社が適当と認める順序、方法により債務の充当をしても、会員は異議がないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。
- (2) 当社から返済予定の会員で、翌月以降のお支払いがある場合、会員から申出がなかったときは、当社は、会員が当該返金額を翌月以降のお支払いに充当する旨の申出を受けたものとして取扱うものとします。ただし、会員から別段の意思表示があった場合はこの限りではないものとします。

第14条(債権譲渡の承諾等)

会員は、当社が本規約(特約を含みます。))に基づく会員に対する債権を、必要に応じ取引金融機関またはその関連会社、特定目的会社、もしくは債権回収会社に譲り渡すこと、もしくは当社が譲り渡した債権を譲受人から再び譲り受けることおよびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつきあらかじめ異議なく承諾します。

第15条(期限の利益の喪失)

- (1) 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
- ① カードキャッシングにかかわる債務のお支払いを1回でも遅滞した場合(利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。))。
 - ② カードを第三者に貸与、譲渡、質入れ、または担保提供などをし、当社のカードの所有権を侵害する行為をした場合。
 - ③ カード情報を第三者に不正に提供し、または使用させた場合。
 - ④ 会員が自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡りになる等、支払停止状態となった場合。
 - ⑤ 会員が差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは租税公課の滞納処分を受けた場合。
 - ⑥ 会員に破産、民事再生の申立てがあった場合。
 - ⑦ 会員に債務整理のための和解、調停等の申立てがあった場合、または、債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達した場合。
 - ⑧ 会員が補助開始、保佐開始、後見開始の審判を受けた場合。
 - ⑨ 会員の経営する会社に、破産、民事再生、会社更生、または特別清算の申立てがあった場合、解散または営業の廃止があった場合、もしくは支払停止その他信用失墜が明らかな場合。
 - ⑩ 本規約に基づく取引以外の当社との他の契約に基づく期限の利益を喪失した場合。
- (2) 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当社からの請求により期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
- ① 入会の申込みに際して虚偽の申告があった場合。
 - ② 会員の信用状態が著しく悪化した場合。
 - ③ 次条の規定により会員資格を取り消された場合。
 - ④ その他本規約(特約を含みます。))に違反し、それが重大なものである場合。

第16条(会員資格の喪失およびカードの一時利用停止等)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当した場合、特に会員に通知することなく、会員資格を取り消し、利用可能枠内であってもカードを一時利用停止し、または利用可能枠を変更する等の措置を取ることができます。
- ① 入会時または入会後に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。

- ② 当社所定の期間内に第10条(2)に定める口座振替手続きが完了しない場合。
 - ③ 第10条(1)に定めるお支払いがない場合。
 - ④ 第4条(2)に定める利用可能枠を超えてカードまたはカード情報を使用した場合。
 - ⑤ 会員が貸金業法または日本貸金業協会自主規制基本規則に基づく収入証明書の徴求依頼を拒否した場合、もしくは収入証明書を偽造し、または虚偽の収入証明書を当社に提出した場合。
 - ⑥ 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類等の提示・提出がなされない防止法において、当社が会員に対し本人確認書類等の提示・提出を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がない場合。
 - ⑦ 会員が有効な運転免許証の交付を受けている場合において、当社が会員に対し運転免許証の番号を届出するよう通知したにもかかわらず、所定の期日までにその届出がない場合。
 - ⑧ 会員が個人事業主の場合、当社による事業計画書、収支計画書、資金計画書およびその他書類(以下「計画書等」といいます。))の徴求依頼を拒否した場合、もしくは虚偽の計画書等を当社に提出した場合。
 - ⑨ 会員が前条(1)および(2)の各号のいずれかに該当した場合。
 - ⑩ 第17条(1)の届出後、カードの再発行の届出を行わずに一定期間経過した場合。
 - ⑪ 第19条により会員資格の取消、カードの利用の一時停止または利用可能枠の変更等の措置を取る場合。
 - ⑫ 貸金業法およびその他の法令の定めにより、当社がキャッシングサービスを停止する義務を負う場合。
 - ⑬ 会員の信用状態が著しく悪化したまたは悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑭ 会員のカードの利用状況が適当でないと認めた場合または不審であると当社が判断した場合。
 - ⑮ 第23条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは同条(2)の各号のいずれかに該当し、または、同条(1)の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ⑯ 会員が死亡した場合、または会員の親族等から会員が死亡した旨の申出があった場合。
 - ⑰ 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合。
 - ⑱ 第7条に違反されたことなどにより、当社から会員への連絡が不可能と判断した場合。
 - ⑲ 会員が、当社から2枚以上のクレジットカードまたはカードの貸与を受けている場合で、他のカードについて前各号の事項のいずれかに該当した場合。
 - ⑳ その他会員資格を継続させることが不適當であると当社が判断した場合。
- (2) 前項の場合、当社は、CD・ATMを通じてカードの回収を行うことができるものとします。また、当社がカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、カードを返却するものとします。なお、当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。
- (3) 会員は、会員の都合で退会する場合、当社宛所定の届出を行った後、貸与されたカードの返却または使用不能の状態にして破棄するものとします。この場合、当社に対する債務の全額を支払ったときに退会したものとします。
- (4) 会員は、会員資格喪失後においても、支払うべき債務がある場合、本規約の効力が維持され、これに基づいて当該債務を支払うものとします。
- (5) 会員は、会員資格喪失後においても、当社が請求した場合は、カード盗難保険の申請手続きなど当社が依頼する事項について、これに応じる義務を負うものとします。
- (6) カードの有効期限内に会員が退会した場合または会員資格が取り消された場合、会員は、その時点で当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

第17条(カードの紛失・盗難等の場合の責任と損害てん補)

- (1) 会員は、カードを紛失し、または盗難等にあつた場合(以下「紛失・盗難等」といいます。))は、すみやかにその旨を当社へ連絡し、最寄りの警察署または交番に届け出るとともに、当社へも当社所定の書面を提出していただきます。会員またはカード拾得者等より紛失、盗難、拾得の届出を受けた場合、当社にて会員の同意なくカード利用を停止する場合があります。
- (2) カードの紛失・盗難等により、カードまたはカード情報が第三者に不正に使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし当社は、会員が所定の手続きを取った場合、次のいずれかに該当する場合は除いて、この不正使用により受ける損害をてん補します。
 - ① 会員の故意または重大な過失に起因する場合。
 - ② 会員の家族、同居人、留守人または代理人など、会員の関係者による使用に起因する場合。
 - ③ 本規約に違反している状態において、紛失・盗難等が生じた場合。
 - ④ カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。
 - ⑤ 当社に登録した暗証番号が使用された場合(当社に責めがある場合は除きます。))。
 - ⑥ 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた不正使用等の場合。
 - ⑦ 前項に基づく紛失・盗難等の届出を当社が受理した日より61日以前に生じた損害である場合。
 - ⑧ 紛失・盗難等または被害状況の届出が虚偽であった場合。
 - ⑨ 会員が、当社の請求する書類を提出しなかったり、提出した書類に不実の表示をした場合、または当社の被害調査に協力しない場合。
 - ⑩ その他会員が当社の指示に従わなかった場合。
- (3) カードの偽造によりカード情報が第三者に不正に使用された場合、会員は、偽造されたカードおよびカード情報の使用にかかわるカード利用代金の支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は、被害状況等の調査に協力するものとします。ただし、会員に故意または過失があるときは、会員は、偽造されたカードおよびカード情報の利用代金について、支払いの責を負うものとします。

第18条(カードの再発行および差替え)

- (1) 紛失・盗難等、破損、汚損または滅失等によりカードが利用できなくなり、当社が認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は、所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (2) カードまたはカード情報の管理等において、不正使用等を回避するために当社が必要と認めた場合には、会員は、カードの差替えに応じることを承諾します。

第19条(会員の再審査)

- (1) 当社は、会員に対して入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。当社が再審査を行うに際して、会員は、当社から請求があれば当社の求める資料などの提出に応じるものとします。
- (2) 当社は、会員に対し、カードの利用状況または信用状態により入会後に再審査を行うことがあります。当社は、再審査の結果に応じて、会員資格の取消、カードの利用の一時停止もしくは利用可能枠の変更等を行う場合または第2条(6)に定めるカードの更新もしくは前条に定めるカードの再発行を行わない場合があります。

第20条(遅延損害金)

会員がカードキャッシングにかかわる債務のお支払いを遅延した場合は、カードキャッシングの未払残債務(元本分)に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、期限の利益を喪失した場合は、カードキャッシングの未払残債務(元本分)に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、約定利息を含み年19.94%の割合(1年を365日とする日割計算とします。)による遅延損害金をお支払いいただきます。

第21条(費用等の負担)

- (1) 会員は、ATM手数料、振込手数料、収納手数料(コンビニエンスストアでのお支払いの場合)およびその他の当社に対するカード利用による支払金等のお支払いに要する費用を支払うものとします。
- (2) 会員は、当社が会員の都合により約定日に振替がなされなかつ

たために金融機関に約定日以降の振替の依頼をした場合は、振替に要する費用を支払うものとします。

- (3) 会員は、会員の都合により次の手続きを行った場合は、当社所定の費用を支払うものとします。
 - ① カードの再発行。
 - ② 当社が法令の規定に基づき交付した書面を再交付した場合。
- (4) カードの利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課(消費税等を含みます。)または印紙代・公正証書作成費用等債権保全・実行のために要した費用は、退会後といえども会員の負担とします。なお、公租公課が変更される場合、会員は、当該増額分を負担するものとします。

第22条(準拠法、合意管轄裁判所、公正証書)

- (1) 会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法によるものとします。
- (2) 会員は、会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地または当社の本社、支店、営業所もしくはセンター所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意します。
- (3) 会員は、当社が必要と認めた場合、会員の費用負担で会員の支払債務につき、強制執行認諾文言を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出することを承諾します。

第23条(反社会的勢力の排除)

- (1) 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ 前各号の共生者
 - ⑦ その他前各号に準ずる者
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または詐術、暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員が前2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
- (4) 当社は、会員が(1)または(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるカードの入会申込を謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。
- (5) 会員が、(1)または(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであつて、当社との契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当社の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- (6) (5)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下「損害等」といいます。))が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(5)の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合には、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
- (7) (5)の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関

連事項が適用されるものとします。

第24条(規約の改定)

当社は、本規約を改定する場合は、会員にその内容を公表または通知します。なお、本規約が改定され、その改定内容が会員に公表または通知された後に会員がカードを利用した場合には、会員は、その改定を承認したものとみなされることに異議のないものとします。

<お問い合わせ窓口>

- カード利用、または本規約に関してのお問い合わせ、ご相談については当社お客様センターにご連絡ください。
ポケットカード株式会社 お客様センター
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-11-8
新大阪木村第一ビル
電話番号：携帯電話から※PHS除く 0570-064-373
携帯電話以外から※PHS含む 0120-12-9255

<カード発行会社>

- ポケットカード株式会社
〒105-0014 東京都港区芝1-5-9
登録番号 関東財務局長(11)第01301号
日本貸金業協会会員 第002134号
ホームページアドレス：http://www.pocketcard.co.jp
- 当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は下記のとおりです。
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号：0570-051-051

● ATM手数料

1回当たりのご利用金額	手数料
10,000円以下	100円(税抜き)
10,000円超	200円(税抜き)

- 本規約に同意いただけない場合は、カードを半分に切ってその旨をお書き添えのうえ、当社までご返却ください。

—— 個人情報取扱いに関する同意条項 ——

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

- (1) 申込者および会員(以下「会員等」といいます。))は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。))を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理(債権回収を含みます。))のため、以下の情報(以下「個人情報」といいます。))および会員等が代表者等である場合の、法人に対する貸付に関する情報(以下「法人情報」といいます。))をポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。))が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。
 - ① 会員等が所定の申込書に記載した、または申込時、あるいは、その後提出した書面等に記載された会員等の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、学校、電子メールアドレス(ショート・メッセージ・サービスの利用が可能な電話番号等も含みます。))、住居状況、家族構成および会員等が届け出た事項(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。))。
 - ② 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座、利用可能枠等。
 - ③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、電話・メール・当社ホームページ上の会員専用ページ等により当社が知り得た情報等およびお届けいただいた電話番号の有効性(通話可能か否か)に関する情報。
 - ④ 本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告(公的証明書類等に記載された情報の提示・提出を含みます。))を行った会員等の資産、負債、収入、支出ならびに当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況。
 - ⑤ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。))に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート等により、本人確認を行った際に収集した情報。
 - ⑥ 住民票等を取得した場合はそれ際に収集した情報。

- ⑦官報や電話帳等一般に公開されている情報。
- (2)会員等は、当社が本契約に関する支払状況の管理業務の一部または全部あるいは当社の事務を、当社の関連会社または提携会社に委託する場合には、当社が(1)により収集した(1)①ないし⑦の個人情報保護措置を講じたうえで、当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また当社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく債権回収会社等に債権回収の委託(債権譲渡も含まれます。)をする場合、当社が(1)により収集した(1)①ないし⑦の個人情報保護措置を講じたうえで、債権回収会社等に提供し、当該債権回収会社等がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。

第2条(個人情報の利用)

会員等は、当社が下記の目的のために前条(1)①ないし③の個人情報を利用することに同意します。

- ①クレジットカード事業(融資関連事業を含みます。以下同じ。)におけるカードの機能、特典・サービスの提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ②個別信用購入あっせん業、集金代行業および保証業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ③保険代理店事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ④金融商品仲介業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ⑤クレジットカード事業、個別信用購入あっせん業、集金代行業、保証業、保険代理店事業、金融商品仲介業における提携会社等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

上記の具体的な事業内容については当社ホームページ(<http://www.pocketcard.co.jp>)で公表しております。

第3条(個人情報情報機関への登録・利用)

- (1)会員等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等および会員等の配偶者の個人情報登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法により、会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)会員等は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報や、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
①本人を特定するための情報	登録情報②、③、④のいずれかが登録されている期間	
②本契約に関する申込みをした事実	当社が当該個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	申込日から6ヶ月を超えない期間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および完済日から5年を超えない期間(ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)
④債務の支払いを延滞した事実等	契約期間中および契約終了後5年間	延滞等の発生日より5年を超えない期間(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

- (3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、ホームページアドレスおよび登録情報は以下のとおりです。また本契約の契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知同意を得るものとします。名称：(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0120-810-414
ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp>

登録情報：氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、等利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等
※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

名称：(株)日本信用情報機構
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
電話番号：0120-441-481
ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp>

登録情報：本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)
返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)
※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

- (4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構と提携している個人信用情報機関
名称：全国銀行個人信用情報センター
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の提供・利用)

- (1)会員等は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し当該提携先が利用することに同意します。なお、当社独自のクレジットカードの場合は、提携先はないので本条の適用を除きます。
●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の提携会社が、本同意条項末尾に記載の事業における利用目的により個人情報を利用する場合。
①本同意条項末尾に記載の事業における宣伝物・印刷物等の送付等の営業案内。
②本同意条項末尾に記載の事業におけるポイントの管理および特典・サービスの提供。
③本同意条項末尾に記載の事業における商品・サービス等の市場調査、商品開発。
- (2)前項の当該提携先等への個人情報の提供期間は、原則として本契約期間中および本契約終了日から1年間とします。なお、当該提携先等における個人情報の利用期間については各社にお問い合わせください。

第5条(個人情報の公的機関等への提供)

会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため、当社が妥当と判断した場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)会員等は、当社および第3条で記載する個人信用情報機関ならびに第4条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口ご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また開示請求手続きに関しましては、当社ホームページ(<http://www.pocketcard.co.jp>)によってもお知らせしております。
②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
③当社の提携会社等に開示を求める場合には、本同意条項末尾に記載の提携会社等に連絡してください。

(2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じるものとします。

第7条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員等が本契約の必要な記載事項(申込書表面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用・提供中止の申出)

本同意条項第2条および第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置を取ります。ただし、当社が送付する請求書等に記載される営業案内および同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

第9条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除の会員等の個人情報に関するお問い合わせや、利用・提供の中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記の当社お客さまセンターまでお願いいたします。
ポケットカード株式会社 お客さまセンター
管理者：お客さまセンター長
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-11-8
新大阪木村第一ビル
電話番号：携帯電話から※PHS除く 0570-064-373
携帯電話以外から※PHS含む 0120-12-9255

第10条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、第1条および第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条(合意管轄裁判所)

会員等は、会員等と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員等の住所または当社の本社、支店、営業所もしくはセンター所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意します。

第12条(条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

ポケットカード株式会社

〒105-0014 東京都港区芝1-5-9 住友不動産芝ビル2号館
登録番号 関東財務局長(11)第01301号

